

○山梨県卸売市場法事務実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。)、卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)及び卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林水産省令第五十二号。以下「施行規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定証の交付)

第二条 知事は、法第十三条第一項の規定による認定をしたときは、開設者に対し次項で定めるところにより認定証を交付するものとする。

二 前項の認定証は、別記様式第一号によるものとする。

三 認定証の再交付の申請書は、別記様式第二号によるものとする。

四 知事は、前項の規定による申請があったときは、開設者に対し認定証を再交付するものとする。

(認定申請書の様式)

第三条 施行規則第十七条第一項の規定による地方卸売市場の認定申請書は、別記様式第三号によるものとする。

(事業報告書の様式)

第四条 施行規則第二十一条第一項の卸売業者が開設者に提出しなければならない事業報告書は、別記様式第四号によるものとする。

(運営状況報告書の様式)

第五条 施行規則第三十条第一項の開設者が提出しなければならない運営状況報告書は、別記様式第五号によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)附則第一条第三号に掲げる日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号様式（第2条第2項関係）

認 定 証

住 所

法 人 名 称

卸売市場法第13条第1項の規定により次のとおり地方卸売市場の認定を受けたものであることを証する。

- 1 地方卸売市場の名称
- 2 地方卸売市場の位置

年 月 日

山梨県知事

印

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

別記様式第2号様式（第2条第3項関係）

認定証再交付申請書

山梨県知事 殿

年 月 日提出
法人名称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

年 月 日づけで交付を受けた地方卸売市場認定証を汚損（滅失）したので再交付を受けたく山梨県卸売市場法事務実施要領第2条第3項の規定により申請します。

汚損または滅失した理由

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 (年度)	見込み (年度)
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

1. ①直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
2. 地方公共団体が申請する場合（当該地方卸売市場が企業会計を採用している場合を除く。）には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 (年度)	見込み (年 度)	支 出	実績 (年度)	見込み (年 度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費 (営業費用)		
使用掛計			人件費(注4)		
売上高使用料			事務費(注5)		
面積使用料			建設改良費 (総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債返済			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降の償還 分 (注6)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業負担増額費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名 :

TEL :

FAX :

e-mail :

事業報告書
（年月日から年月日まで）

開設者 殿

卸売市場の名称
法人名称
法人番号：
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る申請にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3. 個人である場合にあつては、下記に準じて作成すること。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 事業運営組織

（記載上の注意）組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員略歴

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴

（記載上の注意）略歴については、記載を省略することができる。

(3) 役員及び従業員の状況

区 分		人 数		平 均 年 齢	平均勤続年数
			うち女性		
役 員	常 勤	人	人	歳	年
	非 常 勤				
	小 計				
従 業 員	営 業 関 係				
	事 務 関 係				
	小 計				
合 計					
臨時職員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の項に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。
3. 平均年齢と平均勤続年数、臨時職員年間平均雇用人数の欄については、記載を省略することができる。

(4) 株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	仲卸業者	売買参加者	開設者	その他	合計
総株主等の議決権の数 (A)								
保有する議決権の数 (B)								
割合 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	% 100.00

大口株主の名簿 (上位 10 位まで)

氏名又は名称	住所	保有する議決権の数	保有する議決権の割合
			%
合計			

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。
3. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であつて、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

2 卸売業務の状況

(記載上の注意) 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(6)までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数 量	金 額	委 託 手 数 料	数 量	金 額	買付販 売利益 (損失) 金 額	数 量	金 額	販 売 利 益 (損 失) 金 額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計 (A)									
前年同期 (B)									
前年同期対比 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

- 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、
 - ①青果は、野菜、果実、その他(加工品を含む)
 - ②水産物は、鮮魚、冷凍、その他(加工品を含む)
 - ③食肉は、牛肉、豚肉、その他(加工品を含む)
 - ④花きは、切り花、鉢物、その他(枝物を含む)に、それぞれ区分して記載すること。
- 花きの数量の単位は、切花にあつては千本、鉢物にあつては鉢、枝物にあつては本とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者 個人	生産者 任意 組合	出 荷 団 体	産 地 出 業 者	商 社	中央卸 売市場 からの 転送	中央卸 売市場 以外の 卸売市 場から の転送	その他	合 計	備 考
	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(1)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
3. 青果に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
4. 水産物に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
5. 食肉に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものにあつては、()に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

区分 種類	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送		数量	金額
									数量	金額		
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
平均回 収日数		日		日		日		日		日		日

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(1)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。
5. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。）で除して得た数値

6. 数量の欄については、記載を省略することができる。
7. 仲卸業者、売買参加者、自社等、第三者の平均回収日数の欄については、記載を省略することができる。

(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
			うち商物 分離取引				うち商物 分離取引				うち商物 分離取引	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合 計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(1)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。
4. うち商物分離取引の欄については、記載を省略できる。

(5) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払日までの日数		備 考
最 高 日 数	平 均 日 数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(6) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に対応する 卸売金額	交付先の数	備考
			千円	千円		
	小計					
	小計					
合計						

(記載上の注意)

1. 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
4. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

3 附帯業務等の概況

(1) 附帯業務の概況

業務の内容	売上高	附帯業務利益(損失)金額
	千円	千円

(2) 兼業業務の概況

業務の内容	売上高	兼業業務税引前当期 純利益(損失)金額
	千円	千円

(3) 他の法人に対する支配関係の概要

法人の 名 称	所在地	事 業 内 容	資本金	売上高	当期純利益 (損失) 額	純資産額
			千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 附帯業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う製氷、魚木箱製造等の業務をいう。
2. 兼業業務とは、認定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。
3. 支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。
 - ① 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
 - ② 卸売業者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
 - ③ 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係
4. 附帯業務等の概況については、記載を省略することができる。

第2 経理の状況

貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面を添付すること。

運 営 状 況 報 告 書
（ 年 月 日から 年 月 日まで）

山梨県知事 殿

年 月 日提出
法 人 名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（年度）	見込み（年度）
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

（記載上の注意）

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
3. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。
4. 見込みについては、記載を省略することができる。

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意) 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

1. ①当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②次年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
2. 開設者が事業の開始後1年を経過しているものである場合、②次年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みは、記載及び添付を省略することができる。
3. 地方公共団体が申請する場合(当該地方卸売市場が企業会計を採用している場合を除く。)には、1.にかかわらず、下記の表に記載すること。

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積使用料			建設改良費(総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度引当金(注6)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業倒産処理費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び償当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

5 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

①卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

②場外指定保管場所の状況

名称	位置	指定年月日	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

1. 業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合に、当該指定した保管場所について記載すること。
2. 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。
3. 「場外指定保管場所の状況」については、記載を省略することができる。

(2) 仲卸業者

①仲卸業者の状況

取扱品目	個人	法人	合計
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。
2. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

②直荷引きの状況

取扱品目	実施業者数	取扱数量	取扱金額	主な品目
		トン	千円	

(記載上の注意)

1. 仲卸業者が行う卸売業者以外の者からの生鮮食料品等の買受け（以下「直荷引き」という。）について記載すること。
2. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
3. 主な品目の欄には、直荷引きが行われている主要な品目を記載すること。
4. 「直荷引きの状況」については、記載を省略することができる。

(3) 売買参加者

取扱 品目	業 種						
	一般小売店	スーパー	生協	給食、外食 納入業者	加工業者	他市場卸 売業者	その他
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

1. 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。
2. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
3. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること (既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む)。

(4) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
2. 「取引参加者以外の事業者」については、記載を省略することができる。

7 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 卸売市場法施行規則第 27 条第 2 項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔卸売市場法施行規則別記様式第 4 号〕の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第 3 号〕を添付すること。
3. 卸売市場法施行規則第 17 条第 3 項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：